

香川県環境基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

香川県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、香川県環境基本条例に定める次の基本理念のもと、同条例第9条に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

【基本理念】

- 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

本県では、平成9年に環境基本計画を策定し、その後の環境をめぐる社会経済情勢の変化を受け、平成13年7月、平成18年3月、平成23年10月に見直しを行い、環境保全の取組みを推進してきました。

この間、人口の減少、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展など、社会経済情勢の変化等により、本県を取り巻く環境は大きく変化し、地球温暖化対策、廃棄物の適正処理、有害鳥獣対策、生物多様性の保全など、本県の環境に関する課題は広域化、多様化してきています。こうした課題に的確に対応するためには、既存施策の充実を図るとともに、新たな施策を講じる必要があります。

また、これらの課題への対応に当たっては、県民、事業者、民間団体、行政の各主体が一体となって、取り組む必要があります。

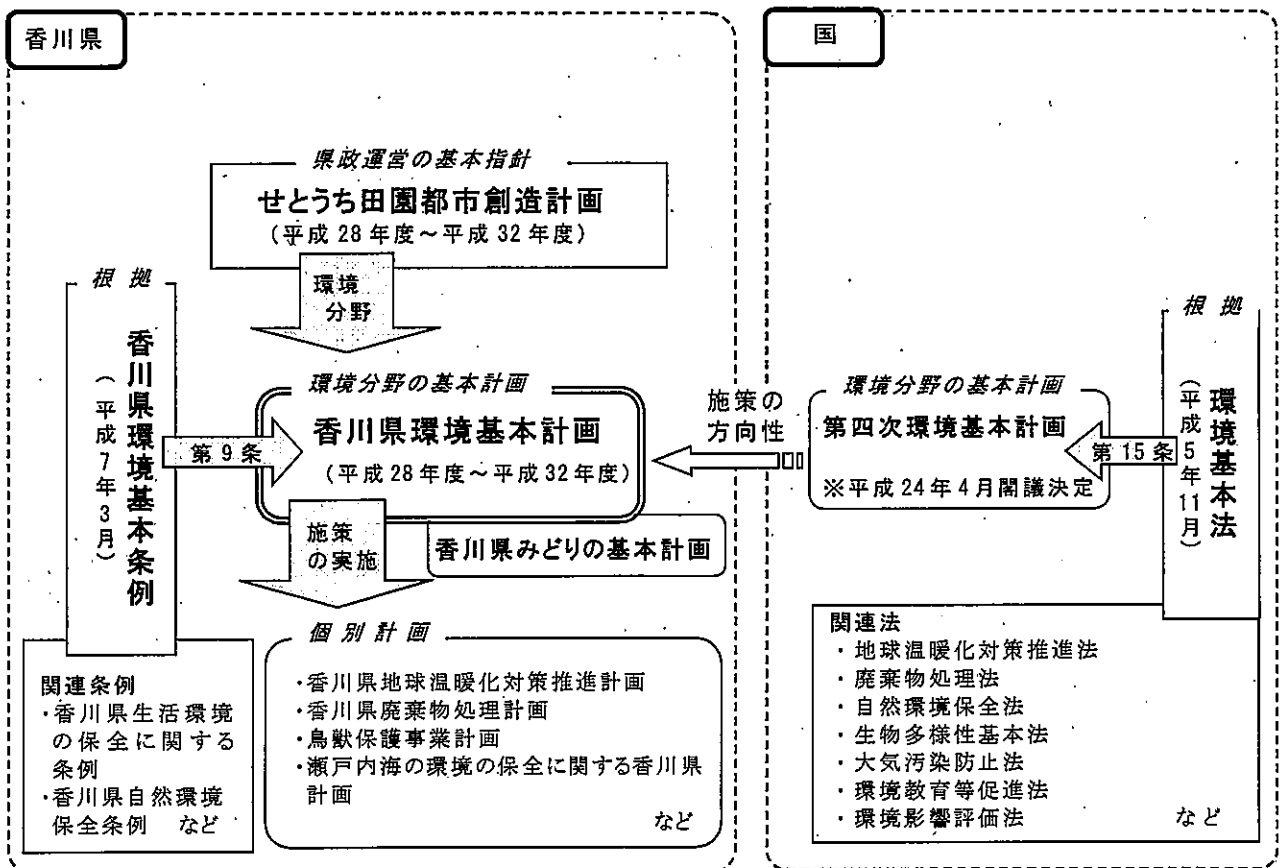
こうしたことから、本県の環境の特性を考慮しつつ、より良い環境と社会経済の実現をめざした環境の保全に関する施策展開の全体像を県民に示し、あらゆる主体の参加のもとで豊かで美しい香川づくりを進めていくため、新たな環境基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ・性格

環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的な役割を担う計画であり、本県の環境の保全に関する「長期的な目標」を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する「施策の大綱（基本的事項）」を示しています。

- (1) 県政運営の基本指針である「香川県次期総合計画」の環境の分野別計画として、同プランが示す政策の基本的な方向に沿って、策定・推進します。
- (2) 環境基本計画は、本県の環境政策を推進する基本的な計画であることから、県の環境に関する個別計画等は、環境基本計画が示す方向に沿って策定・推進します。
- (3) 環境基本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等の推進に関する行動計画として、また、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

香川県環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

4 計画の対象範囲

環境基本計画が対象とする範囲は、香川県環境基本条例第 8 条に定める施策の基本方針に基づき、地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野の 4 つの分野で、それぞれ次の項目について取り扱うこととします。

また、森林や身近な緑などの自然環境については、香川県みどりの基本計画で取り扱うこととします。

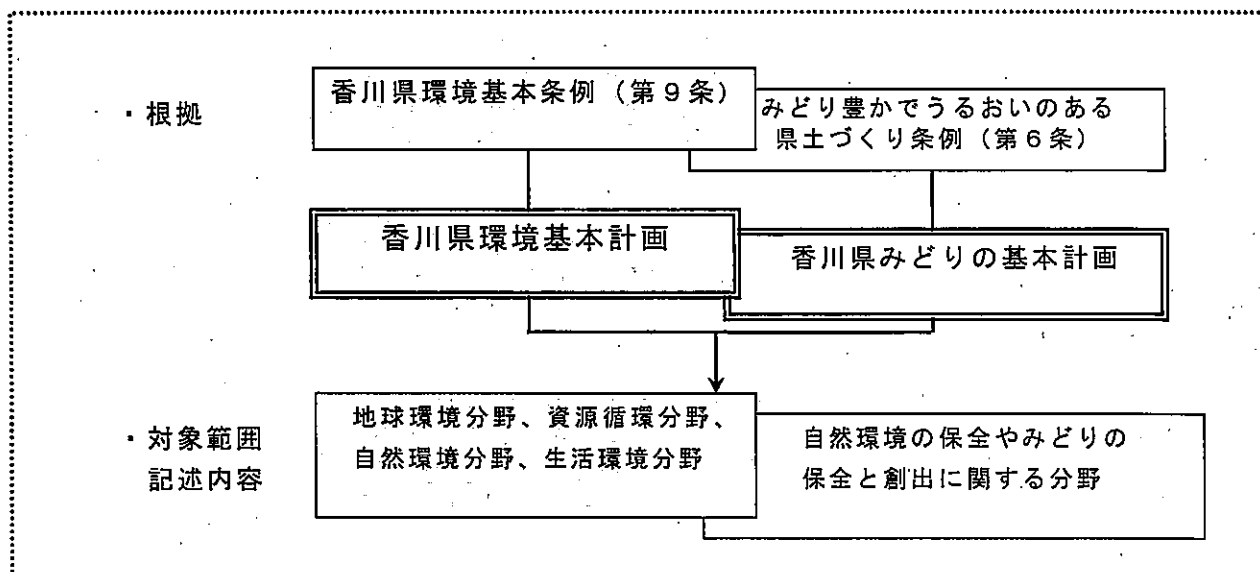
【環境基本計画が対象とする範囲】

地球環境分野	地球温暖化
資源循環分野	廃棄物、水循環等
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、農地等
生活環境分野	大気環境、水環境、土壌・地盤環境、騒音、振動、悪臭、化学物質、身近な水辺地、都市公園、景観、歴史的文化遺産等

【参考】

「香川県みどりの基本計画」の位置づけ

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成 14 年 4 月 1 日施行）に規定する緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、自然環境の保全やみどりの保全と創出に関する分野において、香川県環境基本条例に規定する環境の保全に関する基本的な計画に位置づけています。



5 基本的な考え方

本県には、瀬戸内海をはじめ、里地・里山など、豊かで美しい自然があります。また、その自然とも相俟って住みやすい快適な生活環境があります。

こうした本県独自の環境を守り育てていくことは、行政だけでできることではなく、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む必要があります。

そのための基本となるのが環境教育・環境学習の推進をはじめとする人づくりです。

基礎的な環境教育・環境学習により、県民一人ひとりの環境保全意識の高揚を図るとともに、様々な分野で環境を守り育てていくための専門的な人材の育成も必要となっています。

こうしたことから、環境を守り育てていくための人づくりに重点的に取り組み、各分野の施策の一層の推進を図ります。

また、環境の保全を図るため、行政と県民をはじめ地域等が一体となって取り組むことは地域づくりの観点からも重要です。平成 25 年度から行っている「里海づくり」は地域づくりの取り組みでもあります。

環境保全を進めることそのものが地域づくりですが、それを県民等と連携して行うことが実効性を高めることにつながります。今後、各分野の基本目標の達成に向け、地域づくりの観点も十分に考えながら、施策を推進していきます。

香川県環境基本計画の概要

【基本的事項】

- 策定根拠：香川県環境基本条例第9条
- 計画期間：平成28年度～32年度（5年間）
- 基本目標：4つの環境分野と各分野にまたがる基盤整備に目標を設定（以下のとおり）

県民みんなで作る
人と自然が共生する豊かで美しい香川

【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】

環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進

- ① 環境教育・環境学習の充実
- ② 里海づくりの推進
- ③ 多様な主体による環境保全活動の促進

【地球環境分野】

地域から取り組む地球環境の保全

- ① 地球温暖化対策の推進

【資源循環分野】

環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成

- ① 循環型社会づくりの推進
- ② 廃棄物の適正処理の推進
- ③ 水循環の促進

【自然環境分野】

自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

- ① 生物多様性の保全
- ② 有害鳥獣対策と外来種対策の推進
- ③ 農地等の保全と持続的活用

【生活環境分野】

安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全

- ① 大気環境の保全
- ② 水環境、土壌・地盤環境の保全
- ③ 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進
- ④ うるおいのある快適な地域づくり

【計画の特徴】

- 県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組むために基本となる環境教育・環境学習の充実や、行政と県民をはじめ地域等が一体となって取り組むための地域づくりに重点的に取り組み、各分野の施策の推進を図る。
- 県民や事業者、民間団体の環境配慮の取組みの参考となる行動指針を例示。
- 施策の進捗の目安として、80項目の環境指標を設定。

環境基本計画に掲げる環境指標【数値目標】一覧

区分	環境指標	単位	26年度	【基準】 27年度	29年度	【目標】 32年度	【進捗】 評価
環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進	環境学習応援団体数	団体	34	32	46	50	A
	「さぬきっ子環境スタディ」の小中学校での活用率	%	小 86 中 68.9 (H25)	-	-	100	-
	環境教育・環境学習参加者数	人	22,523	24,696	24,965	25,000	A
	かがわ里海大学修了者数(累計)	人	-	-	831	900	A
	水生生物及び海ごみ調査の参加者数	人	912	1,045	893	1,000	D
	県内一斉海ごみクリーン作戦参加者数	百人	576	426	566	605	A
	海底ごみ回収活動実施か所数	か所	24	28	27	30	D
	藻場造成面積(累計)	ha	119	120	122	131	C
	放置竹林対策実施面積(H28～32年度の累計)	ha	0	15.5 (H27単年度)	25.7	100	B
	買い物袋持参率	%	36.6	39.5	16.9	40	D
	環境に配慮した事業所の認定件数(累計)	件	16	17	19	20	A
	環境に配慮した製品の認定件数(累計)	件	45	45	47	54	B
地域から取り組む地球環境の保全	温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	11,027 (H24)	11,114 (H25)	10,578 (H27暫定)	9,682	A
	エネルギー消費量	千kL	2,599 (H24)	2,612 (H25)	2,568 (H27暫定)	2,479	A
	かがわ省エネ節電所の登録者数(累計)	世帯 事業所	1,388世帯 333事業所	4,255世帯 502事業所	4,967世帯 516事業所	4,500世帯 1,300事業所	B
	事業所向け省エネルギー講座の受講者数	人	173	259	138	200	D
	緑のカーテンコンテスト参加申込件数	件	252	234	499	500	A
	住宅用太陽光発電設備設置件数(累計)	件	20,100	21,486	23,973	30,000	B
	県有施設への太陽光発電設備導入量(累計)	kW	992.5	1,072.5	1112.5	1,142	A
	主な公共交通機関利用者数	千人	34,629	35,732	37,297	34,705	A
	森林整備面積(H28～32年度の累計)	ha	843 (H26単年度)	981 (H27単年度)	1,750 (H28単年度)	5,000	B A
	県産木材の搬出量	m ³	4,461	3,783	4,939	5,000	A
	環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成	一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	万t	33.0 (H25)	32.8 (H26)	31.8 (H28)	29.0
一般廃棄物(し尿を除く)の一人一日当たりの排出量		g	895 (H25)	893 (H26)	872 (H28)	815	B
一般廃棄物のリサイクル率		%	20.1 (H25)	19.3 (H26)	18.7 (H28)	24.0	D
一般廃棄物の最終処分量		万t	3.6 (H25)	3.5 (H26)	3.2 (H28)	3.0	A
産業廃棄物の総排出量		万t	243.6 (H25)	244.1 (H26)	244.3 (H28)	242.0	D
産業廃棄物のリサイクル率		%	70.1 (H25)	70.3 (H26)	70.8 (H28)	71.5	A

区 分	環境指標	単位	26年度	【基準】 27年度	29年度	【目標】 32年度	【進捗】 評価
環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成	産業廃棄物の最終処分量	万t	18.1 (H25)	18.6 (H26)	16.6 (H28)	17.2	A
	廃棄物不適正処理苦情件数	件	160	131	110	減少	A
	水道の一人一日当たり平均給水量	L/人・日	372 (H25)	368 (H26)	371 (H28)	367	D
	水道の一人一日当たり生活用平均給水量	L/人・日	231 (H25)	228 (H26)	231 (H28)	226	D
自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進	生物多様性に関する県民の認知度(県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	%	20	-	-	40	-
	ニホンジカの生息頭数	頭	4,000 (H25)	3,594 (H26)	3,194 (H27)	1,800	B
	特に加害レベルの高いニホンザルの群れ	群	10 (H25)	10 (H26)	9 (H28)	0 (H29)	C
	狩猟免許所持者数	人	1,892	1,932	2,131	2,500	B
	新規就農者数(H28～32年度の累計)	人	591 (H22～26)	158	314	700	A
	エコファーマーの新規認定者数(H28～32年度の累計)	人	33	23	26	50	A
	集落営農組織数(累計)	組織	225	254	251	350	D
	ほ場整備面積(累計)	ha	7,570	7,577	7,606	7,685	B
	老朽ため池の全面改修整備箇所数(累計)	か所	3,422	18	27	3,536	A
	協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積	ha	13,784	14,425	14,655	16,340	C
	耕作放棄地解消面積(H28～32年度の累計)	ha	2,175 (H26 現在の耕作放棄地面積)	△189	△206 (H28)	500	D
	野生鳥獣被害が発生している集落数	集落	372	427	251	200	A
安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全	大気に係る環境基準達成率						
	・二酸化硫黄	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・二酸化窒素	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・一酸化炭素	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・浮遊粒子状物質	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・ベンゼン	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・トリクロロエチレン	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・テトラクロロエチレン	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・ジクロロメタン	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	大気に係る環境基準平均超過時間						
	・光化学オキシダント	時間	285 (H25)	342	465 (H28)	改善を図る。	D
	光化学オキシダント注意報・警報の発令回数	回/年	0	1	1 (H28)	0	D
微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起回数	回	0	0	0 (H28)	0	A	

区 分	環境指標	単位	26年度	【基準】 27年度	29年度	【目標】 32年度	【進捗】 評価
安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全	公共用水域に係る環境基準達成率						
	・健康項目	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・生活環境項目（河川BOD）	%	63 (H25)	86	69 (H28)	100	D
	・生活環境項目（海域COD）	%	43 (H25)	43	29 (H28)	100	D
	水質汚濁物質の発生負荷量						
	・COD	t/日	25 (H25)	24 (H26)	23 (H28)	23 (H31)	A
	・窒素	t/日	29 (H25)	28 (H26)	28 (H28)	30 (H31)	A
	・りん	t/日	1.6 (H25)	1.6 (H26)	1.6 (H28)	1.7 (H31)	A
	汚水処理人口普及率	%	73.4	74.3	76.6	80	A
	下水道の普及率	%	43.8	43.9	44.8	47.1	B
	農業集落排水施設の普及率	%	1.7	1.7	1.7	2.1	D
	合併処理浄化槽の普及率	%	27.7	28.5	30.1	30.6	A
	土壌（農地）の環境基準達成率	%	100	100	100	100	A
	騒音に係る環境基準達成率						
	・一般地域	%	100 (H25)	90.9	90.9 (H28)	100	D
	・道路に面する地域	%	98.7 (H25)	96.8	97.1 (H28)	100	C
	・航空機騒音	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	振動苦情件数	件	3	8	3	減少	A
	悪臭苦情件数	件	55	80	69	減少	A
	ダイオキシン類の環境基準達成率						
	・大気汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・水質汚濁に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・水底の底質汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	・土壌汚染に係る環境基準達成率	%	100 (H25)	100	100 (H28)	100	A
	県民がふれあうことのできるみどりの面積	ha	1,848 (H25)	1,896 (H26)	1,939 (H28)	1,920	A
	リフレッシュ「香の川」パートナーシップ協定締結団体数	団体	89	92	97	99	A
	香川さわやかロード参加団体数	団体	140	146	141	140	A
	国県指定の文化財数(平成28～32年度累計)	件	8 (H22～26)	2	3	10	A
	四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けての札所寺院及び遍路道の保護措置数(累計)	か所	6	6	7	10	B